

社会福祉法人府中市社会福祉協議会地域福祉活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人府中市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が地域福祉活動の推進をはかるため、地域課題を住民が主体となって解決する取組や地域の高齢者や障害者（児）及び子育て中の親子等が地域で安心して暮らすための福祉活動を行う団体に助成金を支給するにあたり、必要な事項を定めることを目的とする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業は、地域住民が主体となって実施する福祉活動で、支えあい・助け合いの視点が盛り込まれたもの、及び社協が推進する地域福祉活動計画に参画したもので、別表に定めるとおりとする。

(助成対象団体)

第3条 法人格を持たない任意団体、社会福祉法人又は特定非営利活動法人で、府中市内で地域住民が主体となって行う団体とする。

(助成対象経費及び助成額)

第4条 助成額は、別表に定める区分により予算の範囲内で算定する。

(申請期間及び手続)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、地域福祉活動助成金交付申請書（第1号様式）を社会福祉法人府中市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）に提出するものとする。

2 申請は、その年の6月末までに行うものとする。ただし、初めて申請を行う団体に限り、7月以降も申請を行えるものとする。

(交付の決定)

第6条 会長は、助成金の交付申請を受けたときは、地域福祉活動助成金チェックシート（別紙）に基づき交付の可否について審査を行う。

2 会長は、助成金の交付を決定したときは、当該決定の内容及び交付の条件を地域福祉活動助成金交付決定通知書（第2号様式）により当該申請団体に通知する。

3 会長は、助成金を交付するにあたり、助成の趣旨を達成するため、必要に応じ条件を付することができる。

(実績報告)

第7条 申請団体は、別表に定める助成期間終了後、1か月以内に地域福祉活動事業実績報告書（第3号様式）を会長に提出し、余剰金が発生した場合には、速やかに精算しなければならない。

(申請内容の変更)

第8条 申請団体は、当該決定に係る事業を変更する場合及び事業の実施が困難となった場合は、速やかにその理由と内容を地域福祉活動助成金交付変更等申請書（第4号様式）により、会長の承諾を受けなければならない。

(決定の取消し)

第9条 申請団体が、次の各号のいずれかに該当する場合は、会長は、決定の全部又は一部の取消しをし、申請団体に通知する。

(1) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 前条の規定に基づき、申請団体から事業の実施が困難とする申請書の提出があったとき。

(助成金の返還)

第10条 前条の規定に基づき交付決定の全部又は一部の決定の取消しをされた場合は、申請団体は、定められた期限内に助成金を返還しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成29年3月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、令和3年12月1日より施行する。

別表（第2条、第3条、第4条、第6条）

助成対象事業等

	助成対象事業	助成対象経費	助成額	助成期間	備考
1	「わがまち支えあい協議会」活動の立上げ支援 ※携帯電話・パソコン・ユニフォーム等、協議会初動時に係る運営経費で、協議会の役員や事務局体制が整った時点で申請が可能。	設備・備品（携帯電話、パソコン、ユニフォーム等）の購入など、立上げに係る経費	150,000円以内／3年 ※1団体 1回のみ	助成の交付を決定した日から、翌々年度の3月末まで。	
2	「わがまち支えあい協議会」活動の運営支援 ※会場費、保険料、通信費、印刷費等の活動に係る運営経費。毎年、申請可能	会場費、保険料、通信費、印刷、消耗品等の運営に係る経費	150,000円以内／年	助成の交付を決定した日から、当該年度の3月末まで。	1と同じ。
3	地域住民が主体となって実施する福祉活動で、支えあい・助け合いの視点が盛り込まれたもの、及び社協が推進する地域福祉活動計画に参画したもの。	活動の運営費（会場費、保険料、通信費、印刷費、消耗品、講師謝礼（※1）、地域ニーズの把握や活動の周知に係る費用（※2）、など） ※1：研修会、講演会等の講師として依頼したものに限る。 ※2：「2わがまち支えあい協議会活動の運営支援」を優先。不足する場合に限る。	100,000円以内／年 ※1団体は、活動を単位として複数、申請できる。	助成の交付を決定した日から、当該年度の3月末まで。	活動経費のうち、飲食物に係る経費については、助成対象としない。ただし、ワールドカフェの手法として使用する場合を除く。また、祝い品や記念品等を配布するための費用や接待、寸志や心づけ・慶弔金等の交際費に係る費用も助成対象外とする。
4	旧福祉団体等運営費補助金交付要綱（平成27年3月31日廃止）の廃止時に運営費を助成していた団体の継続支援	府中市肢体不自由児・者父母の会、府中シニアクラブ連合会、府中市パーキンソン病友の会、府中市聴覚障害者協会、府中市精神障害者を守る家族会（府中梅の木会）の5団体	50,000円以内／年 ※平成26年度の助成額を上限とする。	3と同じ。	

※「わがまち支えあい協議会」とは、より身近な生活圏域の中で、地域住民や地域のさまざまな団体自らが地域の生活課題に気づき、共有し、ともにその生活課題を解決していくしくみをいいます。

※以下の活動は助成の対象とはなりません。

- ①スポンサー、企業等の宣伝色が強いと判断されるもの
- ②参加者が限定されているもの。特定された一部の活動（サークル的な活動）になっているもの。（限定していても、多くの参加が見込まれる場合は対象となる。）
- ③営利目的の要素が強いと判断されるもの。